

健康福祉委員会 令和5年5月26日
健康政策部 資料18番
所管 健康づくり課

令和5年度 健康づくり課新規事業等について

1 特定不妊治療費（先進医療）助成

健康保険が適用された特定不妊治療を受ける方に対し、共に実施された先進医療として告示された治療に要した費用の7割から、東京都の助成費用を差し引いた額を助成する。

対象者：次の項目のすべてに該当する方

- ①東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業の承認決定を6か月以内に受けている
- ②治療開始時から区の助成申請時まで、継続して法律上または事実上の婚姻関係がある夫婦
- ③他区市町村から同一の治療に対し助成を受けていない
- ④申請者及びその配偶者が住民税を滞納していない

助成額：1回の治療につき50,000円を上限とする。

2 アニバーサリーサポート事業

乳幼児健康診査など区が関わる機会が少ない1歳児を育てる家庭に対し、子育てに関するアンケートを実施し、家庭状況等を把握するとともに、支援が必要な家庭へ保健師による個別支援を行う。

対象者：令和5年4月1日以降に1歳を迎える誕生日に大田区に住民登録がある子を養育する世帯

給付内容：こども商品券30,000円分

3 転入子育て世帯面接

転入した0歳から2歳未満の子どもを育てる家庭に保健師等による面接を行い、子育て支援情報を提供するとともに家庭状況を把握し、支援が必要な家庭へ保健師による個別支援を行う。

対象者：令和5年4月1日以降に大田区へ転入した0歳から2歳未満の子を養育する世帯

給付内容：QUOカードPay5,000円分

4 がん患者へのウィッグ等購入費助成

がん治療に伴う外見の変化を補うための補整具の購入に要する費用の一部を助成し、がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減する。

対象者：次の項目のすべてに該当する方

- ①がんと診断され治療を行っている
- ②がん治療に伴う脱毛、乳房切除等により補整具を必要としている
- ③他の法令等に基づく同種の助成を受けていない
- ④過去に本事業要綱に基づく助成を受けていない

助成対象：ウィッグ、胸部補整具（補整下着、補整用シリコンパッド等）等

助成額：購入費の1/2について30,000円を上限とする。

5 がん検診等のご案内の変更

毎年6月中旬に40歳以上の区民へ個別発送している「がん検診等のご案内」を変更する。

封筒サイズ：角2サイズから長3サイズへ変更

同封物 70歳以下：受診券、がん検診等のご案内（小冊子）

71歳以上：受診券、がん検診等のご案内（三折チラシ）、医療機関一覧

6 妊婦健康診査超音波検査の拡充

妊婦健康診査のうち超音波検査の費用助成回数を現行の1回から4回に増やす。

対象者：令和5年4月1日以降に妊娠届出した妊婦

助成額：1回あたり5,300円（4回まで）

7 低所得の妊婦への初回産科受診料助成

低所得の妊婦へ初回の産科受診料を助成し、経済的理由による受診控えを防ぐ。

対象者：令和5年4月1日以降に産科を受診し、妊娠が確認できた住民税非課税世帯に属する妊婦

助成額：10,000円を上限とする。

8 産後ケア事業の利用者負担の減額

利用者の所得状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすくするため、課税世帯の利用者負担を半額とし、非課税世帯と同額とする。

対象者：令和5年4月1日以降に産後ケア事業を利用した住民税課税世帯に属する妊婦

課税世帯利用者負担額：訪問型	1回あたり	500円
日帰り型	1回あたり	1,500円
宿泊型	1日あたり	2,500円